

事例紹介

「社会福祉士等との連携のための援助金制度」の利用

刑事弁護委員会委員 山田 恵太 (65期)

1 はじめに

被疑者・被告人に福祉的支援が必要と考える場合、社会福祉士・精神保健福祉士を始めとした福祉の専門家（本稿では、「ソーシャルワーカー」とする）に協力を求めることが有益である。弁護士は、障害や福祉サービスに対する知識・理解に乏しい。ソーシャルワーカーに事件に関わっていただくことで、被疑者・被告人の障害特性を理解し、今後の具体的な支援体制を構築することができ、そのことを情状事実として主張することも可能となる。ソーシャルワーカーにお願いする具体的な活動としては、障害に対する見立てや必要な支援に関する助言を目的とした接見への同行、更生支援計画書（事件と障害との関わりなどを踏まえた上で今後の必要な支援や環境について福祉専門職として意見を述べる書面）の作成協力、証人としての出廷などが考えられる。

2015年4月からは、弁護士会を介して東京社会福祉士会と東京精神保健福祉士協会の協力を得て、罪に問われた障害者の対応に関する研修を受けたソーシャルワーカーを紹介していただけることとなった。また、東京弁護士会で、「社会福祉士等との連携のための援助金制度」（以下「援助金制度」という）の運用が開始された。援助金制度は、上記のような活動をソーシャルワーカーに依頼する際に生じる費用について、5万円（消費税込み）を上限とした援助を受けることができる制度である。

今回は、援助金制度を実際に利用した事案についてご紹介する。なお、この事案は、同じ事務所の高橋俊彦弁護士（当会）と共同受任をしたものである。

2 事案の概要

本件は、脅迫・現住建造物等放火事件である。被告人であるAさんは、70代の男性。30代から建築業などで真面目に働いていたものの、65歳になったのを機に退職。その後は、生活保護を受給して、宿泊施設などで生活をしていた。その後、アパートの1人暮らしへと移行したものの、入居当日から、アパートの他室からの騒音に悩まされ、家での生活が難しくなった。そして、不動産会社は、このような物件であることを知りながら自分に紹介したのではないかという疑念に苛まれ、不動産会社へ訪問し、担当者への文句を口にした（脅迫）。さらに、その数日後、自室にガソリンをまいた上で火を放った（現住建造物等放火）。

Aさんは、放火後に家を出て、その後は、逮捕までの1年ほどの間、ホームレス生活をして暮らしていた。

3 ソーシャルワーカーへの支援依頼

本件では、まずAさんが70代と高齢であること、所持金がないことなどから、高齢・貧困の観点から今後の福祉的支援の必要性を感じた。Aさんは現住建造物等放火については公訴事実を認めており、本件の主な争点は量刑である。そのため、今後の支援体制の構築が、情状事実として重要であると考えた。

そこで、一般社団法人東京TSネットに、支援の依頼をした。その結果、社会福祉士・精神保健福祉士の資格をもつKさんが支援コーディネーターとして関わって下さることになった。あわせて、東京弁護士会

に援助金制度の利用申込を行った（なお、援助金制度申込みの書式は、東京弁護士会ウェブサイトの会員サイトからダウンロードすることができる。また、前記のとおり、現在では、弁護士会を介して東京社会福祉士会や東京精神保健福祉士協会への支援依頼ができるようになっているので、この制度についても積極的に利用していただきたい）。

Kさんは、刑事記録などの資料を検討した上、Aさんとの面会を実施して下さった。面会の結果、Kさんからは、Aさんに精神障害があるのではないかとのご指摘をいただいた。確かに、この事案においては、行為態様についての供述や、犯行に至る経緯について、不可解な部分も多かった。そのため、Kさんのご指摘を受けて、精神科医の先生にご協力を依頼し、Aさんと面会の上ご意見をいただくこととした。その結果、Aさんは事件時に妄想性障害を有しており、この障害が犯行にも影響しているということが判明した（なお、この点については本鑑定を求めたものの、認められなかった）。この点から、Aさんについては、高齢・貧困の部分だけではなく、妄想性障害という精神障害を有しているという点からも、福祉的支援が必要であることが明らかとなった。

Kさんには、その後も被告人本人との面会を継続していただいた。その回数は、10回を超えるものとなった。当初、Aさんは、「自分は刑務所に行ってそこで死ぬのだ」という思いが強く、釈放後の生活は何も考えられない状態であった。しかし、Kさんが面会を重ねてくださったことにより、少しだけ前向きな発言がみられるようになった。また、Kさんには、生活保護のケースワーカーとの面談や、今後の受入先となる福祉サービス事業所との面談などの場もセッティングしていただいた。

そして、これらの活動を踏まえた上で、更生支援計画の作成をしていただいた。具体的には、①福祉サービスの利用、②妄想性障害による妄想への対応、③継続した関わりによる不調時の早期対応という3つの観点から、支援計画を組んでいただくことができた。

4 公判

公判においては、Kさんに証人として出廷していただき、今後の支援計画の内容について話をしていただいた。

今回は裁判員裁判であったこともあり、更生支援計画書については、書面で提出することはしなかった。その代わり、証人尋問においては、支援のポイントを分かりやすく伝えられるよう、パワーポイントを併用しながらの尋問を行った。

5 判決とその後

判決は、懲役3年執行猶予5年保護観察付きという結果であった（脅迫については無罪）。量刑の理由においては、Aさんの更生のための支援計画が策定されているということについての言及もなされていた。

金曜日夕方の判決であったこともあり、Aさんは、釈放後、用意していたホテルに宿泊することとなった。土日の間も、私や支援員が訪問することができ、Aさんとお話ししながらゆっくりとした時間を過ごすことができた。そして、週明けの月曜日、Kさんと共に、生活保護の申請をし、とりあえずの宿泊先を確保することができた。

その後、Aさんは、通院をしながら、安心した生活を送ることができている。

6 まとめ

今回の事件では、援助金制度を利用することにより、ソーシャルワーカーであるKさんに様々なご協力をいただくことができた。妄想性障害の存在への気付き、支援体制の調整を始めとして、Kさんにしていただいた活動は弁護士のみでは絶対に実現できないものであった。

今後も、障害のある被疑者・被告人の方の事件を受任した場合には、ソーシャルワーカーの紹介依頼制度や援助金制度を利用し、必要な支援に繋げていけるようにしたい。